

## 兵庫県後援名義の使用承認に関する要綱

### (趣旨)

第1条 各種団体等が行う大会等の行事（以下「行事」という。）について、県の後援名義の使用の承認を行う場合の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

### (承認の基準)

第2条 知事は、行事が次の各号のいずれにも該当する場合は、後援名義の使用の承認を行うものとする。

- (1) 県施策の啓発振興に寄与すると認められるもの
- (2) 政治活動、宗教活動等にかかわりがないと認められるもの
- (3) 県民一般を対象とするもの
- (4) 当該団体等の宣伝又は営利を目的としないもの
- (5) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれのないもの

### (申請手続)

第3条 前条の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書（様式第1号）を当該行事に関する事務を所掌する部局に提出しなければならない。

- (1) 行事の名称
- (2) 行事の目的
- (3) 行事の実施日時又は実施期間
- (4) 行事の実施場所
- (5) 行事の主催団体名
- (6) その他必要な事項（他の後援依頼先、入場料、収支予算書、行事の実施責任者等）

### (承認の通知)

第4条 知事は、第2条の承認をしたときは、承認をした旨の通知書（様式第2号）を申請者あて送付するものとする。

### (承認の取消し)

第5条 知事は、第2条の承認を行った後に、行事が同条の承認の基準に反することとなった場合又は第3条の申請内容に虚偽があった場合には、当該承認を取り消すものとする。

### (実績報告)

第6条 第2条の承認を受けた者は、行事の終了後、速やかに実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

### (その他)

第7条 県の後援名義の使用に関して、この要綱により難い事項については、別途定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成6年1月18日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成9年10月15日から適用する。

### 附 則

この要綱は、令和2年12月21日から適用する。